

誰もが健やかに安心して暮らせる まちの実現

1 健康

III-1-(1) 誰もが健康づくりを継続できる環境の充実 … 106

III-1-(2) 健康危機への対応力の強化 ……………… 110

2 医療

III-2-(1) 必要なときに受診できる医療提供体制の確保 … 112

3 福祉

III-3-(1) 高齢者が安心して生活できる支援体制の充実 … 114

III-3-(2) 障がい者が地域社会で共生できる環境の整備 … 118

III-3-(3) 生活困窮者が適切な支援を受けられる体制の確保 … 120

施策体系

小分野	施策名	施策の柱
1 健康	(1) 誰もが健康づくりを継続できる環境の充実	①健康に関心を持つ機会の充実 ②健康づくりを継続できる環境の充実 ③若いときからの望ましい食習慣の定着推進
	(2) 健康危機への対応力の強化	①健康危機の発生予防対策の推進 ②健康危機の拡大防止対策の推進
2 医療	(1) 必要なときに受診できる医療提供体制の確保	①救急医療体制の維持 ②適切な受診行動がとれる市民意識の醸成 ③在宅医療を支援する機能の充実
	(2) 高齢者が安心して生活できる支援体制の充実	①住み慣れた地域で暮らすための支援体制の強化 ②高齢者を支える多様な担い手の確保 ③介護環境の充実
3 福祉	(2) 障がい者が地域社会で共生できる環境の整備	①理解・啓発活動の推進 ②日中活動場所の充実 ③地域での居住の場の充実
	(3) 生活困窮者が適切な支援を受けられる体制の確保	①生活困窮者への相談支援の充実 ②子どもへの学習環境の提供



■めざす姿

市民が自身の健康に関心を持ち、支え合いながら、健康づくりを継続している。

■まちの状態指標

指標名	現状値	めざす方向
健康寿命 ^{*1} ①男性、②女性	①79.2歳 ②83.9歳 (2010年度)	↑
日ごろから健康づくりのため、適度に運動をしている市民の割合 【出典:市民意識調査】	45.8% (2016年度)	↑
日ごろから健康づくりのため、栄養バランスのとれた食事をしている市民の割合【出典:市民意識調査】	36.5% (2016年度)	↑

■施策の背景

- いつまでも健康で自立した生活を送るためにには、若いときから健康に関心を持ち、健康づくりと健全な生活習慣を身に付けることが必要です。
- 本市における企業等での健診を含む定期健診の受診率は85.1%（2010年度:豊田市市民生活実態調査）ですが、特定健康診査^{*2}の受診率は37.1%（2015年度:国民健康保険加入者）であり、愛知県内の60保険者中46位となっています。
- また、本市の特定健康診査の問診結果（2015年度）によると、「1回30分以上の運動習慣なし」と回答した人の割合は52.1%であり、国の58.8%、愛知県の59.3%と比較して低い状況です。一方、「生活習慣の改善意欲なし」と回答した人の割合は42.9%であり、国の31.0%、愛知県の35.0%と比較して高いため、生活習慣を改善する意識を高め、行動の変化につなげていく必要があります。

- 一方、企業の従業員に実施した運動習慣に関するアンケート調査結果によると、健康づくりができる理由として、仕事や家事による時間の制約と回答する人が最も多かったため、生活の中で自然に継続して健康づくりに取り組める環境を整備する必要があります。

■施策の柱

①健康に関心を持つ機会の充実

- 特に40歳代から50歳代までの人が、自分自身や家族の健康状態に対する関心を高めるため、通知や個別訪問による健診の受診勧奨や啓発を実施します。また、自分自身にあった健康管理の実践を促進するため、保健指導を実施します。

成績指標	指標名	現状値	目標値
	特定健康診査受診率 (市実施分)	37.1% (2015年度)	40% (2020年度)
	40歳代～50歳代の特定保健指導 ^{*3} 受講終了者の割合(市実施分)	4.9% (2015年度)	6% (2020年度)

②健康づくりを継続できる環境の充実

- 個人のライフスタイルにあった健康づくりを日常生活の中で習慣化するため、ウォーキングや介護予防の推進に重点的に取り組みます。また、健康づくりが、家族や地域住民、関係団体などに支えられて、継続できる体制づくりを推進します。

成績指標	指標名	現状値	目標値
	健康づくり事業への参加者数 (市実施・支援分)	44,560人 (2015年度)	100,000人 (2020年度)
	介護予防事業終了後の自主活動グループ数 (年度末時点)	81か所 (2015年度)	338か所 (2020年度)

③若いときからの望ましい食習慣の定着推進

- 若い人が食の大切さを学び、生涯にわたって生かせる食習慣を身に付けるため、ライフスタイルに沿った栄養教育、食事の摂り方などの啓発を実施します。

成績指標	指標名	現状値	目標値
	食育講座等に参加し食習慣を見直した、義務教育終了後から30歳代までの市民の数 (年度末時点、市実施分)	494人 (2015年度)	1,000人 (2020年度)
	栄養バランスのとれた食事を意識している大学生の割合 【出典:食育に関するアンケート調査】	59.8% (2015年度)	75% (2020年度)

用語解説

*1 健康寿命: 一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間又はその指標の総称。本計画では厚生労働省が推奨する健康寿命の3つの算定方法の一つである介護保険の被保険者数と要介護認定者数に基づく方法を用いて算定

*2 特定健康診査: 2008年4月から、医療保険者（国民健康保険・被用者保険）が40歳から74歳の加入者（被保険者、被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査実施計画に定めた内容に基づき）実施する、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査

用語解説

*3 特定保健指導: 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある

■主な実践計画事業

柱	事業名	事業概要
	健康ウォーキング事業(再掲)	健康意識を醸成し、健康づくりの輪を広げるため、健康づくりを実践する市民が集い交流する、ウォーキングを始めとするまちぐるみの健康イベントを開催
②	きらきらウエルネス地域推進事業(再掲)	地域の健康関連データを中学校区ごとにまとめた地域健康カルテを基に、地域特性に応じた健康づくりを住民との共働により推進
	元気アップ事業	高齢者が要支援・要介護認定者にならないよう、介護予防教室を実施し、自主的に継続できるように支援
③	若者向け食育推進事業	望ましい食習慣を身に付けられるように、高校生や大学生を始めとする若者を対象に、食事の摂り方や栄養指導を実施



元気アップ事業



ウォーキングイベントの様子



高校生を対象とした食育の取組

■めざす姿

市民・事業者・医療機関・市が役割分担して健康危機発生の未然防止に取り組んでいる。

健康危機の拡大防止対策が強化され、被害を最小限に抑止する備えができている。

■まちの状態指標

指標名	現状値	めざす方向
届け出が必要な感染症発生件数	120件 (2015年度)	↓
食中毒発生件数	2件 (2015年度)	↓

■施策の背景

- 本市では、感染症に対する予防接種実施体制を整備するとともに、食品等事業者への監視指導を確実に実施するなど、健康危機の発生防止に努めています。
- しかしながら、本市の地域特性から、企業活動のグローバル化が進展する中で、海外に渡航する市民が増加していることに加え、ラグビーワールドカップ2019™や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催など、海外との交流が活発化することにより、健康危機が発生する危険性が高まることが懸念されます。
- 特に、感染症については、従来の感染症に加え、蚊媒介感染症、新型インフルエンザ、MERS（中東呼吸器症候群）、エボラ出血熱など、国境を越えて感染が拡大する事案が発生しており、そうした感染症が今後、国内でも国民の生命や健康のみならず、生活や経済活動に対しても重大な影響を及ぼすおそれがあります。
- また、食品衛生についても、浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌O157の集団食中毒事件、廃棄した冷凍ビーフカツが食品として不正転売された事件など、食の安全・安心を脅かす事件が発生しています。
- こうしたことから、引き続き健康危機発生の未然防止に向けた取組を着実に実施していくとともに、社会情勢や環境変化に伴う新たな健康危機の発生に対して備える必要があります。



蚊媒介感染症発生時を想定した防除訓練



食品販売店での監視指導

■施策の柱

①健康危機の発生予防対策の推進

- 健康危機の発生を未然に防止するため、社会情勢や環境変化を捉えた啓発を実施するとともに、予防接種・監視・指導等の適切な予防対策を実施します。

指標名	現状値	目標値
定期の予防接種率(麻しん) ①第1期、②第2期 (市実施分)	①96.2% (2015年度) ②93.6% (2015年度)	①毎年度95%以上 (2017～2020年度) ②95% (2020年度)
食品等事業者への監視指導件数	3,762件 (2015年度)	毎年度3,000件以上 (2017～2020年度)

②健康危機の拡大防止対策の推進

- 健康危機被害の発生時に拡大を防止し、被害を最小限に抑制するために、有事を想定した関係機関等との連携体制の強化を図ります。

指標名	現状値	目標値
関係機関等との連携訓練・会議等の実施回数	1回 (2015年度)	毎年度1回以上 (2017～2020年度)
関係機関等との食品保健総合情報処理システム運用訓練の実施回数	2回 (2015年度)	毎年度2回以上 (2017～2020年度)

■めざす姿

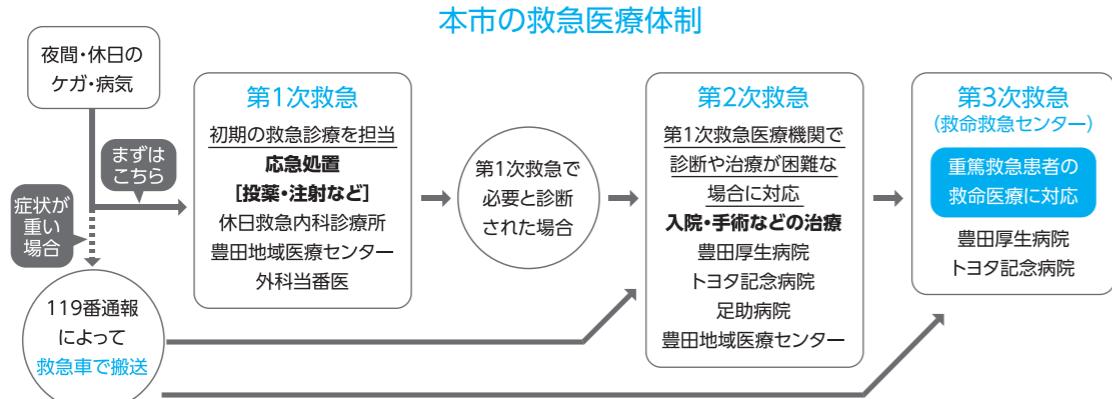
患者の状態に応じた適切な医療が提供されている。
市民が医療体制を理解し、適切な受診行動をとっている。

■まちの状態指標

指標名	現状値	めざす方向
かかりつけ医を決めている市民の割合 【出典:市民意識調査】	68.8% (2016年度)	↑
救命救急センターの時間外受診者数	52,412人 (2015年度)	→
西三河北部医療圏(2次医療圏 ^{※1})の病床数 (10月1日時点)	2,665床 (2015年度)	↑

■施策の背景

- 本市の救急医療体制は、医療機関の機能分担と連携により、第1次から第3次救急医療まで必要な医療機能はおおむね確保できています。しかし、高度な救命医療を担当する救命救急センターを受診する患者の8割以上が軽症であり、緊急に救命医療を必要とする重症患者の受診機会を奪いかねない状況にあります。
- また、愛知県は、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を定める「愛知県地域医療構想」を2016年に策定し、病床の機能分化・連携を進めています。
- 加えて、高齢化の進展により、今後は入院患者、救急搬送患者の増加など医療需要の高まりが見込まれており、将来にわたって医療体制を維持していくためには、市民が適切な医療機関を選択して受診できるよう、本市の医療体制の理解を深める必要があります。
- 医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、地域で医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを切れ目なく一体的に提供する仕組みの構築を進めるとともに、地域生活を支える在宅医療・介護連携を強力に推進していく必要があります。



■施策の柱

①救急医療体制の維持

- 症状に応じた適切な医療が、24時間365日受診できる救急医療体制を維持するため、新たな1次救急医療の確保を進めるとともに、医療機関に対する救急医療の運営支援を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	救急医療体制	24時間365日 (2016年度)	24時間365日を維持 (2017~2020年度)

②適切な受診行動がとれる市民意識の醸成

- 症状に応じた医療機関への適切な受診を促すなど、市民の医療体制に対する理解を深めるため、救急医療の仕組みやかかりつけ医等に関する啓発活動を実施します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	「とよた急病・子育てコール24」の認知度	—	70% (2020年度)
	医療啓発講座への参加者数(市実施分)	2,630人 (2015年度)	毎年度2,500人以上 (2017~2020年度)

③在宅医療を支援する機能の充実

- 在宅医療を促進するため、豊田地域医療センターにおいて在宅患者と診療所を支援する在宅医療連携拠点としての機能を充実させるとともに、慢性期及び回復期の入院病床を拡充します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	豊田地域医療センターの訪問診療件数	1,220件 (2015年度)	4,300件 (2020年度)

■主な実践計画事業

柱	事業名	事業概要
①	救急医療施設運営支援事業	市民が安心して、24時間365日、症状に応じた適切な診療が受けられるように、救急医療提供施設に対して補助金を交付
	新1次救急診療所等整備事業	軽症患者の受診先の充実を図るため、新たな1次救急診療所を整備
	とよた急病・子育てコール24運営事業(再掲)	24時間365日いつでも救急医療相談と子育て相談ができるコールセンターを運用
③	豊田地域医療センター再整備事業(再掲)	進展する高齢化に対応可能な体制を整え、高齢者医療、在宅医療など充実した医療を提供するため、老朽化の進む豊田地域医療センターの建替え・改修を実施

用語解説

- ※1 2次医療圏:1次医療(通院医療)から2次医療(入院医療)までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床(精神病床、結核病床及び感染症病床を除き、診療所の病床を含む)の整備を図るために都道府県が設定する区域

■めざす姿

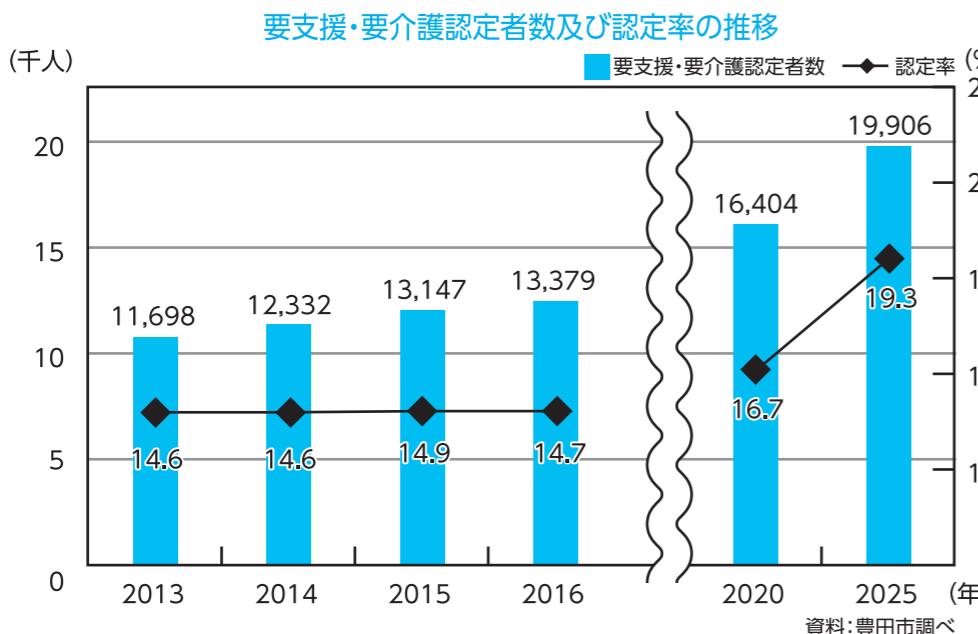
高齢者が、必要な支援策を活用し、住み慣れた地域で安心して暮らしている。

■まちの状態指標

指標名	現状値	めざす方向
支援が必要な高齢者への延べ対応件数	122,862件 (2015年度)	↑
介護保険サービスの事業所数 (4月1日時点)	651事業所 (2016年度)	↑

■施策の背景

- 高齢者数及び要支援・要介護認定者数は、本市においても増加しており、今後も更に増加していくと見込まれています。
- こうした中、退職前に地域活動に参加する機会が少なかったことなどを理由に、地域とのつながりが希薄な高齢者の増加が懸念されるため、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、解決につなぐ体制の整備が必要です。
- また、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域における生活を継続するために、地域の支え合いと医療や介護のサービスが適切に提供される必要があります。
- 介護需要が増加する中、介護サービス事業所の約7割が、職員の確保を課題にあげています。国の推計を基に試算すると、2025年に本市の介護人材は約1千人不足すると見込まれ、大きな課題であると考えています。
- 特別養護老人ホームは、市内に2015年度末時点で1,172床整備されていますが、特に入所の必要性が高い待機者が203人おり、将来を見越した施設整備を進めていく必要があります。



■施策の柱

①住み慣れた地域で暮らすための支援体制の強化

- 認知症などの、支援が必要な高齢者が地域で暮らしていくため、医療、介護、行政、民間企業、地域住民が一体となった支援体制を構築します。

成 果 指 標	指標名	現状値	目標値
	認知症の人やその家族に対する支援の機会の提供数 (市支援分)	12件 (2015年度)	130件 (2020年度)
成 果 指 標	高齢者の見守りに関する協力をしている ①人数、②事業所数 (年度末時点、市取組分)	①14,909人 ②1,911事業所 (2015年度)	①24,000人 ②2,200事業所 (2020年度)

②高齢者を支える多様な担い手の確保

- 高齢者を支える将来的な人材不足を解消するため、多様な担い手の確保や潜在人材の復帰促進、離職防止による定着支援等を関係機関等と連携して取り組みます。

成 果 指 標	指標名	現状値	目標値
	市と共に介護人材確保に資する取組を行った 事業所数	27事業所 (2015年度)	45事業所 (2020年度)
成 果 指 標	高齢者を支える担い手の人数 (市取組分)	129人 (2015年度)	320人 (2020年度)

③介護環境の充実

- 要介護認定者及びその家族の負担を軽減するため、介護施設の整備を促進します。

成 果 指 標	指標名	現状値	目標値
	特別養護老人ホームの整備床数 (年度末時点、市補助分)	1,172床 (2015年度)	1,555床 (2020年度)

■主な実践計画事業

柱	事業名	事業概要
①	認知症等初期集中支援チーム事業(再掲)	認知症の人等を対象とし、医療・介護サービスにつながらない事例等に対し、複数の専門職が集中的に関わる支援体制を構築
	認知症サポートステップアップ事業	認知症の人を支える意欲のある市民に、認知症に関する知識や支援方法に関する講義を実施
	在宅医療・介護連携推進事業(再掲)	高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるように、在宅医療・介護関係者の連携体制強化や情報共有等の円滑化を推進
②	介護人材確保事業(再掲)	介護人材の確保のため、海外人材の受入支援、高齢者や若者の活躍促進、離職有資格者の復帰促進、離職防止による定着支援を実施
	介護ロボット等導入支援事業(再掲)	介護施設が介護ロボット等を導入する際の費用に対し、補助金を交付するとともに、介護現場と開発事業者を橋渡しし、介護ロボット開発を支援
③	介護施設整備支援事業(再掲)	需要に応じた特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど介護施設の整備を支援



お元気ですかボランティアによる訪問



介護予防の取組

■めざす姿

障がい者に対する理解と支援が進み、地域で生活する障がい者が増えている。

■まちの状態指標

指標名	現状値	めざす方向
日中活動系サービス ①利用率(6月実績) ②事業所の定員数(6月末時点)	①73.1% ②1,415人 (2016年度)	↑
障がい者グループホーム ①入居率(4月1日時点) ②定員数(4月1日時点)	①92.0% ②150人 (2016年度)	↑

■施策の背景

- 障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざすことを目的とした、「障がい者差別解消法」が2016年4月に施行され、障がいに対する理解と生活に必要な支援の両面から環境の整備を進めていくことが求められています。
- 本市では、障がいの内容が多岐に渡る中、活動する場所の確保が不十分なため、障がい者の能力を発揮できる機会が損なわれていることも課題となっています。
- 特に、特別支援学校卒業後の受皿は将来的に不足が見込まれ、現在においても希望する進路を選択できない場合があります。
- 障がいの種別やライフステージ、居住地域にかかわらず、必要なサービスを自由に選択できるよう、サービス提供体制の充実に取り組んできましたが、障がい者が地域社会で自立した生活を送るために、生活の場の確保について、選択肢を更に充実していくことが求められています。
- あわせて、今後、親の高齢化に伴い、在宅介護の継続が困難となる障がい者への対応の必要性が高まるを見込んでいます。

■施策の柱

①理解・啓発活動の推進

- 障がい者の人格と個性を尊重しながら、すべての市民が地域で共生できる社会を実現するため、障がい者の特性や障がい者に対する接し方についての理解の促進を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	講座・講演会・研修等への参加者数 (市実施分)	—	毎年度2,000人以上 (2017~2020年度)

②日中活動場所の充実

- 障がい者が自身に適した場所で生活を送れるように、必要な活動場所の確保や既存サービスの利用促進を図ります。また、関係機関等との連携により、就労の希望の実現に向けた支援を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	新たに確保された日中活動系サービスの定員数 (4年累計、市補助分)	—	238人 (2017~2020年度)
	就労生活支援センターによる職場開拓訪問企業数	94社 (2015年度)	毎年度100社以上 (2017~2020年度)

③地域での居住の場の充実

- 地域での自立した生活を望む障がい者の希望を実現するために、居住の場の整備を計画的に促進します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	新たに確保された障がい者グループホームの定員数 (4年累計、市補助分)	—	45人 (2017~2020年度)

■主な実践計画事業

柱	事業名	事業概要
②	障がい者日中活動場所確保事業	障がい者が日中に活動する場を確保するため、日中活動場所の整備及び運営に対する補助金を交付
③	障がい者グループホーム整備支援事業	障がい者の居住の場を充実するため、グループホームの整備及び運営に対する補助金を交付

■めざす姿

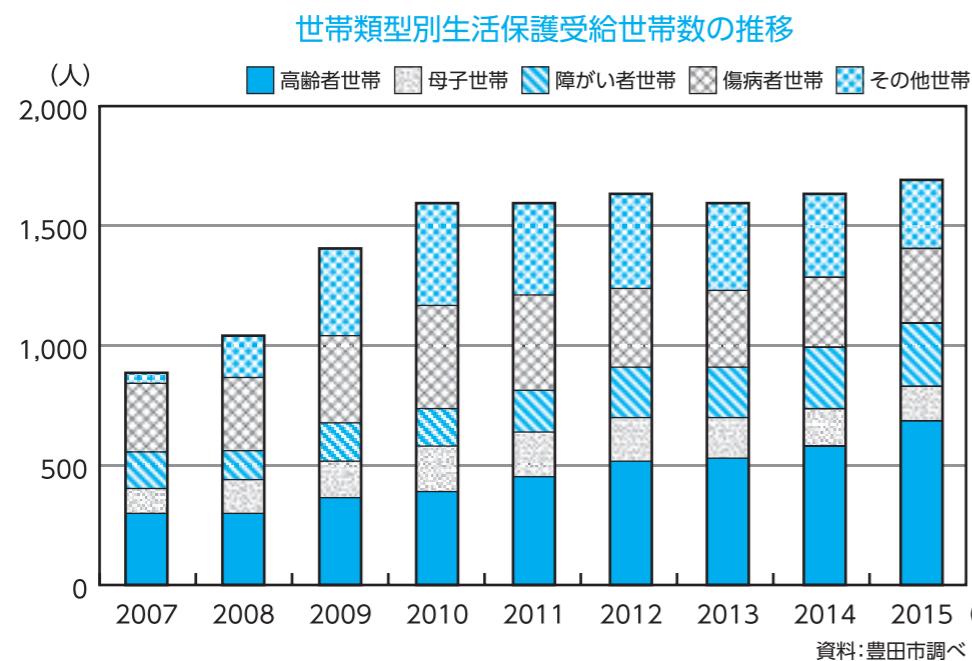
生活困窮者が、問題を解決するために必要な支援策を活用し、意欲を持って自立に向けた取組を行っている。

■まちの状態指標

指標名	現状値	めざす方向
自立相談支援機関窓口への延べ相談件数	895件 (2015年度)	↑

■施策の背景

- 生活保護に至る前段階での自立支援策の強化を目的とした、「生活困窮者自立支援法」が2015年4月に施行され、本市でも生活困窮者自立支援事業に取り組んでいます。
- 生活困窮者自立支援においては、経済的に困窮して生活を維持することができなくなるおそれのある世帯などに対して、自立に向けた継続的な支援を実施していくことが必要です。
- また、生活困窮者自立支援に関する相談の受付窓口が十分に浸透していないため、問題を抱えた生活困窮者が、相談することさえできない状況があり、地域に潜在する生活困窮者の情報を把握し、支援につなげる仕組みを強化していく必要があります。
- 加えて、生活困窮世帯で育った子どもが再び生活困窮に陥ることが社会問題化しているため、いわゆる“貧困の連鎖”を断ち切るための施策が求められています。



■施策の柱

①生活困窮者への相談支援の充実

- 生活困窮者の自立のため、相談支援体制を充実させ、広く周知します。また、自ら相談することができない生活困窮者の情報の収集、把握に努めます。

成 果 指 標	指標名	現状値	目標値
	支援プランを策定した要支援者のうち、プランにより自立できた割合(市支援分)	7% (2015年度)	30% (2020年度)
	アウトリーチ(要支援者への出張対応)による相談支援件数(市支援分)	320件 (2015年度)	1,500件 (2020年度)

②子どもへの学習環境の提供

- 経済的理由や家庭内の問題により学習環境が整っていない子どもに対し、基礎学力の獲得や学習習慣の定着に向けた支援をします。

成 果 指 標	指標名	現状値	目標値
	学習支援事業に参加した児童生徒の数(市実施分)	—	55人 (2020年度)

■主な実践計画事業

柱	事業名	事業概要
②	子どもの学習支援事業	経済的理由等により学習環境が整っていない子どもに対し、ボランティア等による集合型学習支援を実施